

社会福祉法人ひかり苑定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び収益事業、公益事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ①障害者支援施設の経営
- ②軽費老人ホームの経営
- ③特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ①障害者福祉サービス事業の経営
- ②老人短期入所施設の経営
- ③老人デイサービス事業の経営
- ④老人居宅介護等事業の経営
- ⑤障害児通所支援事業の経営
- ⑥一般相談支援事業の経営
- ⑦特定相談支援事業の経営
- ⑧障害児相談支援事業の経営

(3) 収益事業

- ①不動産賃貸業

(4) 公益事業

- ①診療所の経営
- ②光市西部地域包括支援センターの運営
- ③鍼灸院及びあん摩・マッサージ・指圧の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ひかり苑という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

定 款

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山口県光市岩狩三丁目1番2号に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊関係のある者が、理事総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。但し、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。

4 監事には、各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊な関係がある者も含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 理事または監事は再任されることができる。

3 理事又は監事は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の選任)

第7条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員の解任)

第8条 理事又は監事は、次のいずれかに該当する時は、評議員の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第9条 理事又は監事の報酬については無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって定める。

(理事会)

第10条 理事会はすべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 8 理事会の議案について、理事全員における事前同意の意思表示がある場合には、理事会の決議を省略することができる。その場合、理事の1名が決議の省略を行なう議題に関する提案内容について、他の理事及び監事に書面又は電磁式記録で案内することとし、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行なうこと。また、監事が当該提案に対して異議を述べていないことのすべての要件が満たされなければならない。
- 9 理事会の決議を省略した場合の議事録は、理事会の決議があったものとみなされた事項の内容と、理事会の決議の省略を提案した理事の氏名と議事録作成者名、及び理事会の決議があったものとみなされた日を記載し、10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事の職務及び権限)

第11条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第12条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(職員)

第13条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。

定 款

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、7名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、必要の都度、開催する。
- 3 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
- 4 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 5 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 6 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。
- 7 評議員の報酬については無報酬とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 この法人に評議員選任・解任委員会を設置し、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員1名、事務局員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に関する規程は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、且つ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の決議)

第 17 条 評議員会の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 社会福祉法人に対する役員の損害賠償の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 吸収合併、新設合併契約の承認
- (6) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合、候補者毎に第 1 項の決議を行わなければならない。

4 評議員会の議案について、評議員全員における事前同意の意思表示がある場合には、評議員会の決議を省略することができる。その場合、理事の 1 名が決議の省略を行なう議題に関する提案内容について、評議員に書面又は電磁式記録で案内することとし、当該提案につき議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行なうこと。これは評議員会の開催日時等に関して事前に理事会にて決議が行われていなければならない。

5 評議員会の決議を省略した場合の議事録は、評議員会の決議あったものとみなされた事項の内容と、評議員会の決議の省略を提案した理事の氏名と議事録作成者氏名、及び評議員会の決議があったものとみなされる日を記載し、10 年間主たる事務所に備え置かななければならない。

(評議員の資格等)

第 18 条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者のうちから選任する。

2 理事や監事及びその法人の職員は評議員を兼務することはできない。

3 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 20 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産、収益事業用財産及び公益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に挙げる財産をもって構成する。

(1) 現金 100 万円

(2) 土地

①光市大字三井字実行	1056 番 1	宅地	2,810.66 m ²
②光市大字三井字実行	1053 番	宅地	263.00 m ²
③光市大字三井字実行	1051 番 1	宅地	598.37 m ²
④光市大字三井字実行	1057 番	宅地	908.00 m ²
⑤光市大字三井字実行	1059 番	宅地	1,120.00 m ²
⑥光市大字三井字実行	1056 番 5	宅地	2,364.00 m ²
⑦光市大字三井字実行	1057 番 1	宅地	117.39 m ²
⑧光市大字三井字実行	1047 番	畑	608.00 m ²
⑨光市大字三井字実行	1051 番 2	田	1,599.00 m ²
⑩光市大字三井字実行	1087 番 1	田	3,276.00 m ²
⑪光市岩狩三丁目	692 番 6	雑種地	330 m ²
⑫光市岩狩三丁目	692 番 7	雑種地	340 m ²
⑬光市岩狩三丁目	692 番 8	雑種地	181 m ²
⑭光市岩狩三丁目	692 番 9	雑種地	618 m ²
⑮光市岩狩三丁目	702 番 2	雑種地	97 m ²
⑯光市光ヶ丘	2400 番 8	宅地	4,030.87 m ²
⑰光市島田四丁目	3018 番 1	宅地	177.97 m ²
⑱光市島田四丁目	3018 番 3	田	190 m ²
⑲光市島田四丁目	3018 番 4	田	31 m ²
⑳光市島田四丁目	3018 番 6	畑	206 m ²
㉑光市島田四丁目	3018 番 8	畑	44 m ²
㉒光市島田四丁目	3018 番 15	畑	60 m ²
㉓光市島田四丁目	3018 番 24	畑	18 m ²
㉔光市島田四丁目	3038 番 3	宅地	225.98 m ²
㉕光市島田四丁目	3038 番 4	宅地	324.17 m ²
㉖光市島田四丁目	3009 番 1	畑	267.47 m ²

(3) 建物

① 光市岩狩三丁目 702 番地 1、291 番地 2 所在の

(イ)鉄骨鉄筋コンクリート造スレート・陸屋根平屋建 障害者支援施設ひかり苑
苑舎 1 棟 (1,562.77 平方メートル)

(ロ)鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 車庫 1 棟 (54.49 平方メートル)

② 光市岩狩三丁目 702 番地 1、682 番地 2 所在の

(イ)鉄骨造スレート葺平屋建 作業場 1 棟 (261.77 平方メートル)

(ロ)鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 倉庫・車庫 1 棟 (32 平方メートル)

③ 光市大字三井字万浴 682 番地 2 所在の

(イ)鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 地域交流ホーム 1 棟 (374.82 平方メートル)

④ 光市大字三井字実行 1046 番地 1 所在の

(イ)鉄骨造平屋建 特別養護老人ホーム ひかり苑 1 棟 (1,100.63 平方メートル)

⑤ 光市大字三井字実行 1046 番地 1 所在の

(イ)鉄骨造二階建 軽費老人ホームひかり苑、ひかり苑高齢者デイサービスセンター
苑舎 1 棟 (2,721.42 平方メートル)

⑥ 光市大字三井字実行 1056 番地 1、1054 番地 1、1054 番地 2、1056 番地 5、1057 番地
1059 番地 所在の

(イ)鉄骨造二階建 特別養護老人ホーム ひかり苑 1 棟 (4,277.76 平方メートル)

⑦ 光市光ヶ丘 2400 番地 8 所在の

(イ)鉄骨造陸屋根 2 階建

高齢者複合施設 ひかり苑 1 棟 (2,368.83 平方メートル)

⑧ 光市光ヶ丘 2260 番地 1 所在の

(イ)木造陸屋根二階建

障害者支援施設 ひかり苑 1 棟 (2424.53 平方メートル)

3 その他の財産は、基本財産、収益事業用財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第 1 条 (3) に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

(1) 土地

① 光市光ヶ丘 2400 番 8 宅地 169.88 m²

5 公益事業用財産は、第 1 条 (4) に掲げる公益を目的とする事業の
用に供する財産とする。

(1) 建物

①光市光ヶ丘 2400 番地 8 所在の

(イ)鉄骨造陸屋根 2 階建

高齢者複合施設 ひかり苑 一部 (306.23 平方メートル)

6 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をと
らなければならない。

(基本財産の処分)

第 21 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得
て、光市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、光市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

定 款

施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 22 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず基本財産以外の資産において、現金については理事会の決議を経て株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 24 条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散及び合併

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、光市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を光市長に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 31 条 この法人の公告は、社会福祉法人ひかり苑の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 32 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

定 款

附則

この定款は平成 15 年 2 月 20 日から施行する。

但し、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条までの規定については、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

2 第 17 条に定める評議員の任期の適用については、平成 15 年 4 月 1 日に委嘱を受ける評議員に限り、任期の最終日を平成 16 年 5 月 31 日までとする。

3 社会福祉法人ひかり苑定款（昭和 62 年 9 月 3 日制定）は、廃止する。

附則

この定款は平成 18 年 5 月 25 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この定款は平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、山口県よりの認可日をもって施行する。

この定款は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この定款は第 18 条については平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この定款は第 11 条、19 条、第 28 条および第 29 条については平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は第 18 条 2 項 2 号については平成 25 年 1 月 31 日から施行する。

この定款は第 18 条 2 項 3 号については平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

この定款は第 1 条については平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 25 年 9 月 1 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この定款は平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この定款は平成 28 年 11 月 2 日から施行し、平成 28 年 9 月 15 日から適用する。

附則

この定款は平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

第 15 条については、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

その他の条文については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この定款は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附則

この定款は平成 31 年 1 月 3 日から施行する。

附則

この定款は平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この定款は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。